

# 国税関係書類に係る電子保存制度について

## 電子帳簿保存法におけるスキャナ保存とは？

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、いわゆる電子帳簿保存法において規定されている、国税関係書類の保存方法の一つです。

領収書、請求書、見積書等の国税関係書類について、真実性・可視性を確保するために一定の要件の下、スキャナによる保存(スキャナを利用して作成された電磁的記録による保存)を認めるものです。

## 平成28年度の税制改正により、電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件が改正されました

### ～改正の概要～

- 1 スキャナについて、『原稿台と一体型』に限る」要件を廃止
- 2 領収書等の受領者等が読み取る場合の要件を整備
- 3 小規模企業者(注1)の特例を創設

(注1) 常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業に属する事業を主に営む事業者については5人)以下の事業者

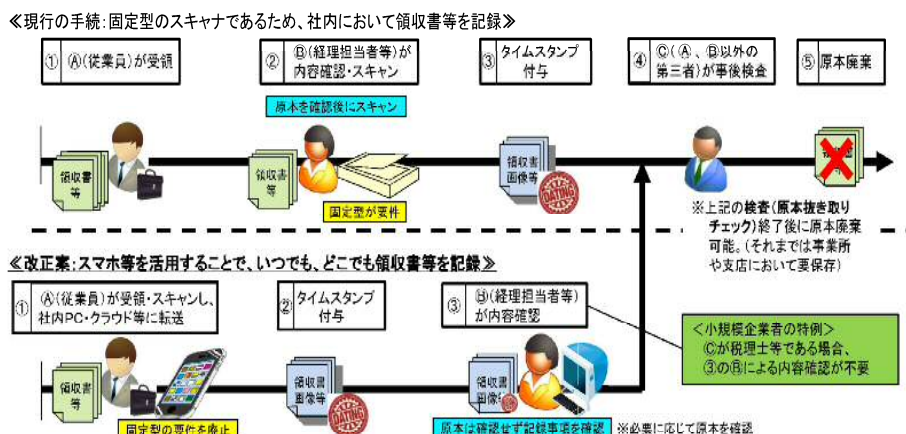
### 適用時期

平成28年9月30日以後、スキャナの承認申請書を提出した場合に適用されます。

3か月前までに申請が必要となる為、最短で平成29年1月1日からスキャナ保存が可能となります。

改正後は下記の図のように、営業マンが自分のスマホで領収書を撮影し、この画像データを会社のサーバーに送信することで事足りるようになります。その後は、営業マンが領収書の実物を会社へ提出し、経理や支店の管理部門などが領収書と画像データを照合した上で、画像データに電子的なタイムスタンプ(注2)を付与します。最終的に内部監査部門のような別部署が最終チェックをして承認すれば、領収書の実物は破棄してもよいこととなります。

(注2) 第三者機関に手数料を払うことでもらえる証明



ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。